

【商工労働部】

(災害復旧)

- 1 大分県としての中小企業者再建の支援策は、融資等の貸付や大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業などがあります。中小事業者への機敏な復旧支援立ち上げには評価をしますが、この支援制度は「販路開拓」や「業務効率化」の取り組みに要する「被災した事業用資産の復旧経費」や、複数の事業者が連携して取り組む共同事業などが対象となっています。建物の修理にも活用できますが、販路開拓や効率化などの縛りを外し、もっと広く中小業者が災害復旧しやすい制度にすること。

(回答)

今回の九州北部豪雨災害や台風 18 号被害では、地域を守る中小企業、特に小規模事業者に甚大な被害が発生したため、県では、経営計画を作成して意欲的に復旧・復興に取り組む小規模事業者を直接支援することとし、事業用資産の復旧と同時に販路開拓や業務効率化による復興の取組を後押しすることとした。

なお、既存の補助事業等においても、被災地域の事業者に対して加点するなどの優遇措置を設定し、被災事業者を優先して採択することとしている。

- 2 国は、熊本地震では中小企業者の施設等復旧事業として、中小企業等グループ施設等復旧整備事業を創設し予算化したが、今回の九州北部豪雨災害や台風 18 号被害の復旧のために、国に予算化するよう求めること。

(回答)

従来、自然災害で被災した事業者の支援は、融資利率等の引き下げによる金融支援中心に対応してきたところである。

本年度の災害については、被災地域小規模事業者持続化支援事業により、経営計画を作成して意欲的に復旧・復興に取り組む小規模事業者を直接支援している。

今後の被災小規模事業者等への支援については、国への要望も含め、適宜対応していきたい。

(中小企業の振興)

- 1 県は中小企業活性化条例を制定した。各施策について県民や元請け企業等へ徹底し、県経済の中心的役割を担っている中小企業の振興を図ること。

(回答)

本条例は、経済・社会の主役とも言うべき中小企業・小規模企業者の自助

努力を促すとともに、県や支援団体等が連携し、中小企業・小規模事業者をしっかりと応援することを趣旨としており、本条例に基づき毎年策定している「おおいた産業活力創造戦略」において、具体的な支援施策を明示している。さらに、個別事業については、「中小企業支援施策ガイドブック」にまとめており、これらの媒体を活用し、幅広く県民や事業者には条例の趣旨と施策を周知するよう努めている。

本年度は、商工団体や税理士会等の会合、約100箇所以上において、県の施策の説明を行ったところである。

引き続き、国や関係団体、関係機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の育成・発展や労働環境の整備等の支援に取り組んでいく。

- 2 大企業による中小企業への下請け単価の買いたたきや、下請けいじめをしないよう、県内大企業に対し指導すること。また、家賃や光熱費など固定費に対する直接補助を緊急的に実施すること。

(回答)

公正取引委員会や中小企業庁では、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法（下請二法）に基づき下請取引の適正化に努めている。

県では、平成20年4月に中小企業庁の「下請かけ込み寺」に指定された、(公財)大分県産業創造機構において、下請二法はもとより下請取引ガイドラインの周知を講習会や広報誌で図るとともに、苦情や紛争の処理等に取り組んでいる。深刻なトラブルについては、顧問弁護士による問題解決への支援も行うなど、商工会議所等他機関と相互に連携し、本年9月末までに501件の相談に対応している。

なお、家賃や光熱費などの固定費については、中小企業・小規模事業者が経営に必要な資金を円滑に調達できるよう県制度資金の融資対象としている。

- 3 県制度融資の趣旨を金融機関及び保証協会に徹底し、趣旨に沿った審査をするよう指導すること。また、窓口での対応は、制度の趣旨に沿って親切丁寧に行うこと。

(回答)

県では、これまで、中小企業・小規模事業者が経営に必要な資金を円滑に調達できるよう、制度資金の新規融資枠の十分な確保や融資要件の緩和、新たな資金メニューの創設を行ってきた。

併せて、金融機関や信用保証協会に対して、制度趣旨の徹底を図るとともに、融資申し込みの際の中小企業・小規模事業者への懇切丁寧な対応を促すため、金融機関の本、支店及び信用保証協会に対して金融円滑化に係る要請を行って

きた。

今後も、必要に応じて各金融機関等への要請を行うとともに、県が行う金融機関本部及び信用保証協会との協議や金融機関の支店訪問等の機会を通じて、制度趣旨を徹底するとともに中小企業・小規模事業者に対する親切丁寧な対応等について要請していきたい。

- 4 全国的には商店に対するリフォーム助成制度も創設されているが、大分県として「商店版リフォーム助成制度」を創設すること。

(回答)

県ではこれまで、国、市町村と連携して、ソフト・ハード両面から、様々な商店街振興策を実施してきた。リフォームなどハード面での支援については、一定の効果がみられたものの、それだけでは地域商業の活性化まで至っていない。このため、県としては、商店街の賑わいづくりなどソフト面での支援に力点を入れている。

今後とも、市町村と連携を図りながら、個性的な商店街づくりや消費者ニーズに対応した魅力ある店づくりなど、より多くの商業者を支援できるよう、引き続き取り組んでいきたい。

なお、空き家や空き店舗をギャラリーやカフェに改修して、まちづくりの拠点として再生するなど地域活性化の観点での新たな利活用に対する支援は可能と考えている。

(エネルギー対策)

- 1 大分県として、原発ゼロの政策を掲げ、再生可能エネルギーについて、全国に先駆け、再生可能エネルギーのさらなる技術支援と、予算も増額して地域の産業を起こす起爆剤として取組を強めることとあわせ、景観や災害対策等地域住民の意見を良く聞くよう事業者へも指導すること。

(回答)

大分県は、地熱や水力、バイオマス等豊富なエネルギーを有しており、再生可能エネルギーの自給率全国一を誇っている。また、県内にはものづくり基盤技術が集積しており、エネルギー産業は本県の成長産業となる可能性を秘めている。

エネルギー産業企業会の取組により、湯けむり発電が実用化され、また、小水力発電の地場企業連合による販路拡大も進んでいる。さらに、コンビナートから発生する副生水素の活用や地域のエネルギー資源を活かしたスマートコミュニティの取組も進めている。引き続き、研究開発、人材育成、販路開拓に積極的に取り組む。

なお、環境や景観、地域住民への配慮の重要性については、昨年改訂した新エネルギービジョンでも示したところ。

今後とも、本県の特色と強みを活かし、再生可能エネルギー活力創出日本一を目指していきたい。

(原発問題)

- 1 伊方原発や玄海原発、川内原発など原発についての稼働は中止すること。

(回答)

電力の低廉かつ安定的な供給は、安全で安心な県民生活に不可欠である。国内の電力需要量の3割を賄っていた原子力発電を、再生可能エネルギーを含む他のエネルギーで直ちに代替することは、経済的、技術的な面など安定供給上の課題がある。

一方、福島第一原発の大変な事故を経験し、経済的、社会的な必要性だけで原子力発電所を稼働することは、決して許されるものではない。

国及び電力会社の責任において、徹底的に安全性を検証し、安全対策を強化するとともに、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任のある説明を行い、住民の理解と納得を得ることが不可欠である。

国や電力会社には、原子力発電所の安全対策や地域への情報提供を強化していただきたいと考えている。

(企業立地)

- 1 企業誘致に伴う各種補助金制度をやめること。さらに、市町村に対し、企業誘致の条件として安価な用地の提供やインフラ整備を押し付けないこと。

(回答)

企業誘致は、雇用の創出、地場産業のビジネスチャンスの拡大、関連企業の進出、税収の増加など、地域経済の活性化に非常に大きな効果をもたらすものであり、県としてもこれまで積極的に取り組んできたところである。

企業誘致を推進するためには、受入体制の整備が必要不可欠であり、企業ニーズに迅速に対応するワンストップ体制の充実、安くて優良な工場適地の掘り起こし、周辺インフラの整備、企業への優遇制度の拡充など、魅力的な条件づくりに取り組むことが重要である。

市町村においても、企業誘致への期待の高まりから、補助金などの優遇制度の拡充や工場用地の整備等に、主体的に取り組んでいるところである。

今後とも、地域経済への波及効果の大きい企業立地を進めるため、市町村と一体となって、企業にとって魅力のある支援を行っていきたい。

- 2 企業の撤退、事業の縮小、人減らし計画などに対して、事前の協議を義務づけるなど企業の社会的責任を求めること。

(回答)

企業との立地協定の中で、「会社は、経済情勢並びに不測の事態により、操業短縮等やむなきに至るおそれのある場合は、事前に県及び市（町村）に連絡して、その対応策に最善の措置がとられるよう配慮するものとする。」と定めている。

また、市町村とも連携し、常日頃から企業訪問を通じて、事業活動の現状や将来計画の把握に努めているところである。

- 3 これ以上の塩漬け土地を生まないためにも、玖珠工業団地などの造成事業は中止すること。

(回答)

企業誘致にとって大事なことは、企業からオーダーがあった際にいつでも提供できるよう、用地を確保し、進入道路、電力、工業用水等の関連インフラを整備しておくことである。

玖珠工業団地については、玖珠町との連携を強化し誘致活動に取り組んだ結果、複数の企業から引き合いがあり現地視察も行うなど、玖珠工業団地への関心が高まっていることもあり、今年度から分譲地の造成を行っている。今後は早期完成を目指して造成工事を進めるとともに、積極的な誘致活動により企業進出に結びつけていきたいと考えている。

(雇用の拡大と安定)

- 1 現在労働政策審議会です承された労働基準法改定案では、残業代0制度と言われる高度プロフェッショナル制度の導入、裁量労働制の拡大によって長時間労働、過労死を促進するような改悪を行おうとしています。国にたいし中止を求めること。

(回答)

国は、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応えるための高度プロフェッショナル制度の導入や裁量労働制の拡大により、多様な働き方の選択肢を用意することで、企業の競争力と日本経済の持続的発展につながることを期待できると考えている。また、使用者が対象労働者の健康を確保する措置を講じ、これが適正に実施されるよう周知徹底に努めていくとされている。

県としては、今後の労働基準法改正案の国会における審議等の動向を注視していきたい。

- 2 誘致企業の雇用実態を把握すること。一部の誘致企業だけでなく、すべての誘致企業に対して、正規雇用、パート・臨時・契約、派遣、請負等の雇用形態別の調査を行うこと。同時に外国人労働者についても把握すること。

(回答)

進出企業に対しては、市町村とも連携し、雇用状況も含めた事業活動の現状等の把握に努めているところである。

法的権限に基づき労働条件等に係る立入調査を実施できるのは大分労働局であるが、県としては労働局と連携するとともに、独自に労働福祉等実態調査を行うなど、県全体の労働実態の把握に努めている。

- 3 立地協定書にて、優先的に「正規雇用」を行うよう明記すること。

(回答)

進出企業に対しては、従業員の採用について、できるだけ正規雇用となるよう要請するとともに、立地協定においても地元雇用への優先的配慮を定めており、製造業等への補助金の交付にあたっては地元からの新規常用雇用を条件にしている。

- 4 若者を使い捨てにするようなブラック企業を根絶すること。相談の窓口を設置すること。

(回答)

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組強化の一環として、平日夜間・土日に無料で相談できる「労働条件相談ほっとライン」を厚生労働省が開設している。また、職場情報の提供やハローワークにおける労働関係法令違反の求人不受理などを定めた「青少年の雇用の促進等に関する法律」が平成28年3月1日施行された。

大分県労政・相談情報センターでは、毎月第3木曜日は20時まで延長して相談を受け付けているほか、若者が安心して働ける労働環境の実現に向け、リーフレットやホームページ等により、ワークルールの啓発に努めるとともに、労使を対象とした労働講座や、高校等へ働きかけて出前講座を実施している。

なお、県への個別労働相談の事案で、労働関係法令に違反する疑いのあるケースについては、大分労働局と連携して対応していく。

- 5 非正規（パート・派遣など）の賃金や労働条件の向上を、県下の経済界や企業に働きかけること。併せて、最低賃金を時給 1,000 円以上にし、中小企業へは、それができるような助成を強めること。

（回答）

多様な働き方がある中で、非正規労働者の処遇確保のためパートタイム労働法や労働契約法、労働者派遣法などが施行されている。県では、労働講座、出前講座、ホームページ等により、関連する労働法令の周知啓発に努めているほか、労働界、産業界双方の代表団体などとの意見交換会等を通じて、非正規労働者の処遇改善がなされるよう努めている。

また、大分県における最低賃金は、今年 10 月から 737 円となるなど、2 年連続で 20 円以上の上げ幅で着実に上昇しており、県としてもその遵守が図られるよう普及啓発に努めていく。併せて、中小企業・小規模事業者支援策にしっかり取り組み、持続的な県経済の成長と雇用の安定の好循環を作り出し、企業が賃金を引き上げられる環境を整えていく。

- 6 県としても公契約条例を制定し、市町村にも導入を促すこと。

（回答）

公契約条例については、研究会を設置し情報収集などを続けているが、条例の制定には難しい課題がある。

まず、我が国は ILO 第 94 号条約を批准していないため、関係法令が整備されておらず、都道府県レベルでも条例化が進んでいない。また、民間の賃金は、労使自治の原則に基づき決めるのが本来の姿であり、公が介入することの是非、条例化に伴うコスト増加に対して県民合意が得られるか等の課題がある。

しかし、公共工事等において適正な賃金水準を確保することは大事なことであるため、公共工事設計労務単価の引上げなどにより公契約に従事する労働者の環境整備を図っている。

公契約条例の制定については、今後とも国や各県の状況を注視していきたい。

また、各市町村における条例の制定は、各市町村の実状を踏まえて独自に判断すべきものとする。

- 7 障がい児・者の雇用機会拡大のため、法定雇用率の未達成企業に対し指導すること。

（回答）

法定雇用率未達成企業に対する指導は、厚生労働省の所管事務であり、大分労働局及び各ハローワークが実施しているが、平成30年4月1日から、法定雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が追加され、法定雇用率が2.2%に引き上げられる。

県としては、障がい者向けの職業訓練や企業での短期職場実習の実施に加え、今年度から精神障がい者・発達障がい者職場内サポーター養成研修を開催し、企業の人事担当者に対して採用や雇用管理のポイントを具体的な事例を挙げて解説している。

また、新たに障がい者雇用が義務づけられる企業に対して、大分労働局と協働して説明会を開催するなど、障がい児・者の雇用機会の拡大に取り組んでいる。

- 8 女性労働者の労働実態を調査し、保育所や学童保育の拡充をはじめ、仕事と家庭の両立が可能な環境を整えるための施策を他の部局との連携のもとで促進すること。また、業者婦人、女性起業家に対する支援・施策を具体化すること。

(回答)

毎年、労働福祉等実態調査を行い、県内事業所の「育児休業制度」に関する就業規則の整備状況やパートタイム労働者の労働条件の実態把握に努めている。また、「おおいた子育て応援団」認証制度を設け、仕事と子育ての両立に取り組む企業の拡大を図っているほか、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりを実践するリーダーの養成やアドバイザー派遣などを行っている。

創業支援については、平成27年度に開設した「おおいたスタートアップセンター」において、市町村や商工団体等と連携しながら、県下各地での創業促進を図っている。特に、女性起業家に対しては、女性に特化したセミナーを開催するなど、創業前から創業後のフォローまで一貫した支援を行うとともに、資金面では、創業後3年以内の女性創業者を対象とした金融機関提案型資金を設けている。